○羽村市コミュニティバスはむらん運営推進懇談会要綱

資料1

平成17年10月25日羽総市発第7087号

羽村市コミュニティバスはむらん運営推進懇談会要綱

（設置）

第１条　羽村市コミュニティバスはむらんの利用促進と市民、行政、事業者が一体となったバス事業の運営を図るため、羽村市コミュニティバスはむらん運営推進懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　懇談会は、市長の指示に基づき次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を報告するものとする。

(１)　コミュニティバスの運行ルート、運行時間帯、運行間隔に関すること。

(２)　利便性向上のための方策に関すること。

(３)　採算性向上のための方策に関すること。

(４)　利用者増加のための方策に関すること。

(５)　その他コミュニティバスの円滑な運営に関すること。

（組織）

第３条　懇談会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼したもの（以下「委員」という。）をもって組織し、委員は15人以内とする。

(１)　知識経験者　２人

(２)　町内会・自治会関係者　３人

(３)　福祉団体関係者（高齢者団体・障害者団体）　２人

(４)　市内商業者　２人

(５)　市民公募委員　５人以内

(６)　バス運行事業者　１人

（任期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長及び副座長）

第５条　懇談会に座長及び副座長を置く。

２　座長は、委員の互選により定めた者とし、懇談会を代表し、会務を総理する。

３　副座長は、座長が委員のうちから指名した者とし、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

（懇談会の招集等）

第６条　懇談会の会議（以下「会議」という。）は、座長が必要に応じて招集する。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

（意見の聴取等）

第７条　座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴き、又は情報の提供を求めることができる。

（庶務）

第８条　懇談会の庶務は、コミュニティバスを所管する課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成17年10月25日から施行する。